

テレビ窓口システム用機器等導入及び保守業務仕様書

1 調達件名

テレビ窓口システム用機器導入及び保守業務

2 概要等

2.1 目的

行政県税事務所への来所者に対し、他の事務所の職員がテレビ窓口システムを通して、遠隔対応するため、電気通信回線により群馬県の行政県税事務所間を結び、迅速かつ正確な窓口対応を必要とする来訪者に対応することを目的としてテレビ窓口システムの調達を行うもの。

具体的な設置場所は「別紙 設置先及び機器一覧」のとおり。

2.2 テレビ窓口システムの利用形態

受注者が別途準備するネットワーク回線を用いて、一対一及び多地点間において、双方向で映像及び音声を用いたテレビ電話を行う。

2.3 テレビ窓口システムの想定利用シーン

行政県税事務所への来所者に対し、他の事務所の職員がテレビ窓口システムを通して、遠隔対応することを想定している。

2.4 テレビ窓口システムの運用時間

24時間365日の運用が可能であること。

3 調達の方針

3.1 運営方式

(1) 受注者は、本調達内容である機器等の調達及び設定等について、責任を持って本仕様書に定めたサービス等を提供すること。

なお、本仕様書に明記されていない事項でも、テレビ窓口システムを構成するにあたり、当然備えるべき性能及び機能については完備していることとし、テレビ窓口システム全体として正常に機能しなければならない。

(2) 発注者の業務運営に支障をきたすことがないように、発注者が指定する内容に従って設定し、構築すること。

(3) 機器引き渡し後であっても、不具合が生じた場合は、責任を持って迅速に対応すること。

3.2 安全性及び信頼性の確保

(1) 安全性及び信頼性を重視した設計及び設定等を行うこと。

(2) 受注者は、個人情報やその他業務実施上取り扱う個人情報以外の秘密を含む情報についての適切なセキュリティ対策を講じること。

3.3 調達の範囲

(1) 本調達の範囲は、機器調達、導入にあたっての事前設定、搬入、ハードウェア保守業務とする。

(2) 本調達で調達を行う機器を稼働させる際に必要となるすべてのソフトウェア及びライセンス並びに必要な機器一式については、調達に含むものとし、本調達後に外部から必要ライセンスの不足を指摘された場合には、本仕様書に不備がない限り、受注者の負担で調達すること。当該事情により損害賠償等が発生した場合にも、損害賠償相当額は受注者の負担とする。

(3) 調達や設置における遅滞等が生じる場合は、速やかに発注者へ報告し指示を仰ぐこと。

- (4) 各拠点におけるテレビ窓口システム用のネットワーク回線は現在群馬県にて運用中の L G W A N 又はマイナンバー系を利用することとし、閉域網での運用とする。ただし、他の業務への影響を小さくするために通信帯域等の制限が可能であること。

4 テレビ窓口システムの機器の仕様

分類	項目	性能要件
利用想定 (窓口利用)	接続拠点数	・サーバを介することなく、最大で 4 拠点まで同時に接続できること ・システム設置後も拠点の追加が可能であること ・閉域ネットワークで利用できること
	想定参加人数	・想定される参加人数は以下のとおりとする 応答側:1 拠点あたり 1 名 発信側:1 拠点あたり概ね 1～4 名程度
	接続方式	・発信側:専用リモコンを操作することで、該当する事務所の接続先にワンタッチで発信できること ・応答側:どの窓口からの着信であるかを画面上に表示できること
	途中参加	・応答側において、専用リモコンのボタンを 1 回押すだけで、通話中に別の拠点を呼び出し、3 拠点間での通話が可能であること
	参加制限	・許可された拠点のみが接続できるよう、接続制限を設定できること
端末機	表示言語	・表示言語は日本語に対応していること
	再接続	・付属のリモコンから操作が可能であること
	解像度	・以下の解像度に対応していること 1920×1080、1440×810、960×540、720×405、480×270、360×201
	音声	・音声コーデックとして OPUS に対応していること ・20kHz 以上の音声帯域に対応していること
	形状	・外形寸法は、電源アダプター等のケーブル部分を除き、おおよそ幅 130mm×奥行 130mm×高さ 80mm 以下であること ・本体の重量は概ね 800g 以内であること
	映像入力	・カメラ接続用の映像入力端子を 2 口以上備えていること ・リモコン操作により、接続された映像入力を簡易に切り替えられること
	映像出力	・モニター出力用の HDMI 端子を 1 口以上備えていること
	音声入力	・HDMI 端子または USB 端子のいずれかを 1 口以上備えていること
	音声出力	・HDMI 端子または USB 端子のいずれかを 1 口以上備えていること
	ネットワークインターフェース	・1000Base-T または 100Base-TX に対応した有線 LAN ポートを 1 口以上備えていること ・無線 LAN 機能については、端末側で無効化が可能であること
	その他	本システムの端末は専用機であること ・インターネットを介さず、県庁内のイントラネット環境において安定かつ円滑に運用できること ・静的 IP アドレスを用いて通信が行えること ・会議の参加および会議中の操作をリモコンで行えること ・通話時における 1 拠点あたりの通信量は 7Mbps 以下であること ・回線混雑などにより通信速度が低下した場合、自動的に通信速度を調整できる機能を有すること ・通信帯域の制限設定が可能であること ・通話中でも通信速度の変更が行えること

		・職員が窓口側のカメラ切替や音量調整等を遠隔で操作できる機能を有すること ・窓口で使用する端末と同一機器により、会議参加が可能であること ※参考製品:株式会社 RTC テックソリューションズ製「LoopGate」
周辺機器仕様	カメラ 1(対話用)	・対応する解像度は 1920×1080 ピクセル以上であること ・オートフォーカス機能に対応していること ・視野角は 78 度以上であること ・クリップ式であり、モニター等に取り付け可能であること ・外形寸法はクリップを含め、概ね幅 94mm×奥行 71mm×高さ 44mm 以下であること ・本体の重量は 162g 以内であること ・端末機とは USB 接続が可能であること ※参考製品 株式会社ロジクール製 C1000eRR
	マイクスピーカ	・集音方式は 360 度(無指向性)であること ・集音範囲は半径約 1m 程度であること ・4 人程度の会話に対応可能であること ・エコーキャンセラー機能を備えていること ・マイク本体にミュートボタンを備えており、ミュート時には本体または画面上でミュート状態を確認できること ・外形寸法は概ね 幅 200mm×奥行 200mm×高さ 200mm 以下であること ・重量は概ね 1000g 以内であること ・USB 給電方式であり、電源アダプターを必要としないこと ・接続ケーブルの長さは 2m 以下であること ※参考製品:GN Audio A/S 製 Jabra Speak2 75
	カメラ 2(書画カメラ)	・撮像素子は概ね 200 万画素以上であること ・オートフォーカス機能に対応していること ・固定スタンド等により撮像位置を微調整でき、任意のアングルに固定できること ※参考製品:EPSON 製 ELPDC21または ELPDC30
	ディスプレイ	・画面サイズはおおよそ 23.8 型のワイド液晶であること ・表示解像度は 1920×1080 ピクセル以上であること ・HDMI 端子を 1 口以上備えていること ・テレビ視聴用のチューナー機能は必須としないこと ※参考製品:アイ・オー・データ機器社製 LCD-A241DB

5 作業管理

5.1 導入作業・その他

- (1) 購入対象物件の搬入に当たっては、事前に日程及び作業方法にかかわる書面を提出するとともに発注者の指示に従うこと。また、発注者のネットワーク回線の確認のため、契約締結後、機器 1 式を貸与すること。
- (2) テレビ窓口端末については、指定された期日までに必要な設定等を行った状態で納品すること。配線や設置作業、梱包材の処分等は群馬県が行うものとする。
- (3) 受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び条例規則等を遵守すること。

(4) その他、詳細については別途打合せとする。

(5) 本県が行う設定の方法を含む操作マニュアルを作成し納品すること。

6 受託者が機器納入と併せて必要な提出資料

(1) 1 枚両面（A 4）以内の操作マニュアル

(2) 保守体制表

(3) 納品書

(4) 納品に係るすべての電子データは、特別なアプリケーションを必要としない形式であること。

(5) その他、本業務の担当者と協議の上必要な資料を適宜、提出すること。

(6) (3) については、群馬県税務課に提出すること。

7 納入した機器に対する保証

マニュアル等に従った通常の使用条件下で使用した場合、納入後 1 年間は無償保証とすること。

8 保守

8.1 受託者は以下の条件で保守対応を行うこと。

(1) 納品場所

群馬県庁 9 階 総務部税務課

※ 機器の設置予定場所と予定台数は「別紙 設置先及び機器一覧」の通り

(2) 履行期間

機器納品：令和 9 年 2 月 2 6 日（金）

運用保守：契約締結日～令和 9 年 3 月 3 1 日（水）

(3) 保守対応時間

平日 9：00～18：00（年末年始・ゴールデンウィーク等を除く）

(4) 保守内容

1 接続や操作方法についての不明点や障害について電話で受付対応すること。

2 障害時の 1 次切り分け（端末、回線等）を行うこと。

3 サポート対応時間は、少なくとも、平日 9 時 00 分～18 時 00 分までとする（年末年始・ゴールデンウィーク等は除く）。この間に発生した障害について、原則、午前中の障害受付分については当日中に保守対応し、午後の受付分については、遅くても翌営業日に保守対応すること。

4 時間外の障害発生については、少なくとも、翌日の 9 時 00 分から保守対応に着手すること。

5 故障時、午前中の手続きで、代替機を故障当日に出荷すること。

6 契約期間中はソフトウェアの更新があれば提供すること。

7 保守体制について

I. 受注者は、保守については受付窓口を一本化すること。

II. 保守・障害に対しては、対象物品の取扱いについて、専門知識を有し、かつ習熟している者が対応できる体制をとること。

9 その他

9.1 この仕様書の記載事項の解釈について、疑義が生じた場合には、本業務の担当者に問い合わせ、その指示に従うこと。

9.2 本業務の担当者：群馬県総務部税務課 神尾

TEL:027-226-2192、FAX:027-221-8096

9.3 本仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に当然に必要な事項は、すべて実施すること。

別紙 設置先及び機器一覧

この仕様には必要最低限の機器を示すので、仕様書に記載されていなくても、本テレビ窓口システムとしての要件を満たすために当然に必要な機材（モニター、ケーブル類、アダプター、取付金具等）は、受注者の負担で税務課へ納品すること。

納品後、発注者により、機器のセットアップ、動作確認、設置先への設置を行う。

設置先	住所	機器構成	数量
前橋行政県税事務所	前橋市上細井町 2142-1	端末機 カメラ マイク・スピーカー	4
渋川行政県税事務所	渋川市金井 395	端末機 カメラ マイク・スピーカー	2
伊勢崎行政県税事務所	伊勢崎市今泉町一丁目 236	端末機 カメラ マイク・スピーカー	1
高崎行政県税事務所	高崎市台町 4-3	端末機 カメラ マイク・スピーカー	2
藤岡行政県税事務所	藤岡市下栗須 124-5	端末機 カメラ マイク・スピーカー	1
富岡行政県税事務所	富岡市田島 343-1	端末機 カメラ マイク・スピーカー	1
吾妻行政県税事務所	吾妻郡中之条町大字中之条町 664	端末機 カメラ マイク・スピーカー	1
利根沼田行政県税事務所	沼田市薄根町 4412	端末機 カメラ マイク・スピーカー	1
太田行政県税事務所	太田市西本町 60-27	端末機 カメラ マイク・スピーカー	2
桐生行政県税事務所	桐生市相生町二丁目 331	端末機 カメラ マイク・スピーカー	1
館林行政県税事務所	館林市仲町 11-10	端末機 カメラ マイク・スピーカー	1